

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-20：2017

規格名：照明器具－第 2-20 部：ライティングチェーンに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	20.4	20.4 一般的試験要求事項 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に危険を引き起こさないように、設計及び製造をしなければならない。（JIS C 8105-1（以下、第 1 部）箇条 0 の規定による。）	
				20.7	20.7 構造 一般照明用の LED 照明器具の光出力は、人がちらつきを感じるものであってはならない。（第 1 部 4.27A の規定による。）	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	20.7	第 1 部の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。	
				20.7.2	20.7 構造 20.7.2 ランプソケット ソケットは、規定の要求事項に適合するか又は関連法規に適合するソケットでなければならない。	
				20.7.5	20.7.5 ガasket 屋外用ライティングチェーンのガasketは、ランプを取り外すとき、ライティングチェーン側に残り、かつ、挿入されたランプのまわりに確実に密着しなければならない。	
				20.7.8	20.7.8 制御ユニット 電子制御装置は、この規格によるほか、JIS C 8147-2-11（ラ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-20：2017

規格名：照明器具－第 2-20 部：ライティングチェーンに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 2 項 続き				20.11 20.11.4 20.11.5	<p>ランプ制御装置－第 2-11 部：照明器具用のその他の電子回路の個別要求事項) の要求事項に適合しなければならない。LED 制御装置は、JIS C 8147-2-13 (ランプ制御装置－第 2-13 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項) の要求事項に適合しなければならない。</p> <p>20.11 外部及び内部配線</p> <p>20.11.4 プラグ及びケーブル長さ</p> <p>屋外用のライティングチェーンは、防まつ (沫) 形プラグを用いるか、又は電線接続箱の中で、恒久的に固定配線に接続しなければならない。プラグから一番近いランプ又はランプソケットまでのケーブルの長さは、1.5 m 以上でなければならない。また、ライティングチェーンのプラグは、JIS C 8282-1 (家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント－第 1 部：一般要求事項) 若しくは JIS C 8303 (配線用差込接続器) 又は関連法規の要求事項に適合するプラグでなければならない。</p> <p>20.11.5 延長可能なクラス 0 及びクラス II のライティングチェーンの最大長さ</p> <p>延長可能なクラス 0 及びクラス II のライティングチェーンの最大長さは、次によらなければならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-20：2017

規格名：照明器具－第 2-20 部：ライティングチェーンに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				20.6.4	<p>20.6.4 包装又は取扱説明書への表示</p> <p>器具の包装又は取扱説明書には、次の趣旨等を表示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> －“包装した状態でライティングチェーンを電源に接続してはならない。” －“ライティングチェーンを電源に接続しているときは、ランプを着脱してはならない。” －“全てのランプソケットへのランプの取付けは、確実にしなければならない。” －“故障したランプは、速やかに出荷時と同じ形式のもの又は製造業者が指定した形式のものと交換しなければならない。” －“警告－このライティングチェーンは、全てのガスケットをその正しい部位に装着して使用しなければならない。” －“このライティングチェーンを、他の製造業者によるライティングチェーンと相互接続してはならない。” －“相互接続は、（このライティングチェーンとともに）提供されている接続器の使用だけによって行われなければならない。開放されている接続器は、使用のときには塞がなければならない。” 	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-20：2017

規格名：照明器具－第 2-20 部：ライティングチェーンに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き					－“警告ランプが破損又は未装着の場合、感電の危険があるため、使用してはならない。”	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書 A 6.14.2 6.14.3	第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。 附属書 A ライティングチェーンで使用する相互接続用コネクタへの要求 6.14.2 CBC の電氣的耐久性 CBC は、50 回の電氣的耐久性の試験に耐えなければならない。 6.14.3 非交換形コネクタの屈曲 非交換形コネクタは、1 000 回の屈曲試験に耐えなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	20.5 20.5.2 20.5.3	第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 20.5 照明器具の分類 20.5.2 感電に対する保護 ライティングチェーンは、クラス II 又はクラス III の分類でなければならない。ただし、屋内の乾燥した場所で使用する定格電圧が 150 V 以下のライティングチェーンは、クラス 0 とすることができる。 20.5.3 じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-20：2017

規格名：照明器具－第 2-20 部：ライティングチェーンに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条 続き				20.6 20.6.3 附属書 A 6.10	屋外用ライティングチェーンは、保護等級 (IP コード) IP44 以上でなければならない。 20.6 表示 20.6.3 ライティングチェーン及び包装表示 クラス 0 のライティングチェーン及びその包装には、“屋内の乾燥した場所専用”である旨、表示しなければならない。 クラス 0 以外の屋内専用ライティングチェーン及びその包装には、“屋内専用”である旨、表示しなければならない。 附属書 A ライティングチェーンで使用する相互接続用コネクタへの要求 6.10 CBC の設計 普通形ではないライティングチェーンのカプラのめす部品は、おす部品が接続されていない場合であっても、じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護等級をもった密閉構造をもたなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	20.13 20.13.3	第 1 部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 20.13 耐久性試験及び温度試験 20.13.3 ランプのブリッジデバイス 20.7.7 によるランプフィラメントのブリッジデバイスの動	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-20：2017

規格名：照明器具－第 2-20 部：ライティングチェーンに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き					作試験において、ライティングチェーンのいかなる部品も安全を害する温度になってはならない。	
第七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	20.7 20.7.7 20.12 20.12.2 20.12.3 20.12.4	第 1 部の第七条第 1 号に該当する規定によるほか、次による。 20.7 構造 20.7.7 ランプのブリッジデバイス 直列で接続されたライティングチェーンの中の、ランプフィラメントのブリッジデバイスが動作したときに、感電に対する保護が損なわれてはならない。 20.12 感電に対する保護 20.12.2 ライティングチェーンの分割用プラグ 設置の目的でライティングチェーンの一端を外す構造をもつプラグの場合、ケーブルの一端に取り付けるコネクタには、開口部の直径及び端部から充電部までの距離が規定する寸法と等しくなるように入口を設けなければならない。 20.12.3 装飾物 ライティングチェーンに用いる金属製装飾物は、充電部となってはならない。 20.12.4 プッシュイン式のランプソケットの接触部 プッシュイン式のランプソケットの接触部は、摩擦以外の	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-20：2017

規格名：照明器具－第 2-20 部：ライティングチェーンに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第1号 続き				20.12.5	<p>手段によって、本体に堅固に固定されていなければならない。ランプソケットの接触部が外れることによって、ランプソケットの上部又は底部の充電部が可触になってはならない。</p> <p>20.12.5 ブランクプラグ</p> <p>それぞれのランプソケットにランプがない状態で使用できるライティングチェーンは、充電部への接触から保護するために、適切なブランクプラグを提供しなければならない。</p>	
				20.13.4	<p>20.13.4 整流器の短絡試験</p> <p>クラス 0、クラス II 又はクラス III の整流器ユニットを組み込んだ LED ライティングチェーンは、規定の整流器の短絡試験を行い、安全性を損なう材料の溶融があつてはならず、充電部が可触になってはならない。</p>	
				附属書 A	<p>附属書 A ライティングチェーンで使用する相互接続用コネクタへの要求</p>	
				6.4.1	<p>6.4.1 充電部への不可触性</p> <p>取付け後のコネクタは、その充電部に JIS C 0920（電気機械器具の外郭による保護等級（IP コード））に規定する関節付きテストフィンガが触れない設計でなければならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-20：2017

規格名：照明器具－第 2-20 部：ライティングチェーンに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	20.7 20.7.7	第1部の第七條第2号に該当する規定によるほか、次による。 20.7 構造 20.7.7 ランプのブリッジデバイス 直列で接続されたライティングチェーンの中の、ランプフィラメントのブリッジデバイスが動作したときに、感電に対する保護が損なわれてはならない。	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	20.7 20.7.2	第1部の第八條に該当する規定によるほか、次による。 20.7 構造 20.7.2 ランプソケット ランプソケットの本体は、絶縁物でなければならない。	
第九條	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	20.7 20.7.7 20.7.8	第1部の第九條に該当する規定によるほか、次による。 20.7 構造 20.7.7 ランプのブリッジデバイス 直列で接続されたライティングチェーンの中の、ランプフィラメントのブリッジデバイスが動作したときに、火災に対する保護が損なわれてはならない。 20.7.8 制御ユニット ライティングチェーンから取り外せない制御ユニット及び類似のデバイスは、非引火性の絶縁材料で覆わなければ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-20：2017

規格名：照明器具－第 2-20 部：ライティングチェーンに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き				20.11	<p>困環境で転倒しない</p> <p>－調節手段をもつ照明器具は、動かしたとき、安定性を損なうことなく、また、構造物のいかなる部分の変形の原因とならない</p> <p>－差込みプラグ付き安定器又は変圧器及び電源コンセント取付形照明器具は、電源コンセントに取り付けたとき、コンセントに過度の力が加わらない</p> <p>－ハロゲン電球及びメタルハライドランプを用いる照明器具は、適切な保護シールドをもち、ランプ収納室の部分は、ランプの破裂による破片で安全性を損なわない</p> <p>－取付け施工中、通常使用時又は保守のときに、使用者が危険になるような鋭利な突起又はエッジはない</p> <p>20.11 外部及び内部配線</p> <p>外部配線及び内部配線は、次の要求事項を満たさなければならない。（第1部箇条5の規定による。）</p> <p>－電線挿入口は、電線管、又はケーブル若しくは可とうコード用の保護カバーを取り付けることができなければならない</p> <p>－内部配線は、シャープエッジ、又は可動部分等によって損傷を受けないように配置するか又は保護しなければならない</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-20：2017

規格名：照明器具－第 2-20 部：ライティングチェーンに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き					<p>－移動灯器具内では、配線の開口部に滑らかで丸く面取りした絶縁物の丈夫で容易に取り外せないブッシングを備えなければならない</p> <p>－照明器具の通常の動きで配線が金属部分と擦れてその絶縁を損なう可能性のある全ての箇所では、配線を絶縁物の線ひ、電線止め具等で固定して擦れないようにしなければならない</p>	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	20.7 20.7.6 20.7.9 20.7.10	<p>第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>20.7 構造</p> <p>20.7.6 機械的強度</p> <p>プラグ、相互接続されるコネクタなどのライティングチェーンに内蔵される附属品は、JIS C 8105-1 の4.13.6の機械的要求事項に適合しなければならない。</p> <p>20.7.9 ランプの回転</p> <p>プッシュイン式のランプのガラスバルブは、ランプロ金に対し回転してはならない。ランプロ金がある場合、このランプロ金は、ランプソケットに対し回転してはならない。</p> <p>20.7.10 ランプの着脱力</p> <p>交換形のプッシュイン式のランプは、そのランプに3Nの引抜力を加えたとき、その位置を保たなければならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-20：2017

規格名：照明器具－第 2-20 部：ライティングチェーンに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				20.7.11 20.12 20.12.2	<p>交換形のプッシュイン式のランプは、そのランプに 3 N の押込力を加えたとき、電氣的に接続しなければならない。</p> <p>3 N を超え 10 N 以下の引抜き力を加えたときに、ランプソケットからランプの取り外しができなければならない。</p> <p>非交換形ランプは、10 N ± 1 N の引抜き力に耐え、その間ランプは動かず不安全な状態になってはならない。</p> <p>規定する力を加えている間に、安全を損なうような損傷があってはならず、特にランプのガラスバルブの損傷及びガラスバルブの口金からの分離が発生してはならない。</p> <p>20.7.11 ランプの機械的要求事項</p> <p>クラス 0 及びクラス II のライティングチェーンのランプは、一般的な取扱い力に対し耐えなければならない。</p> <p>20.12 感電に対する保護</p> <p>20.12.2 ライティングチェーンの分割用プラグ</p> <p>コネクタは、10 N の力で引っ張られても外れてはならない。</p>	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	20.4	<p>20.4 一般的試験要求事項</p> <p>照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に危険を引き起こさないように、設計及び製造をしなければならない。（第 1 部簡条 0 の規定による。）</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-20：2017

規格名：照明器具－第 2-20 部：ライティングチェーンに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	20.7	20.7 構造 紫外放射 ハロゲン電球及びメタルハライドランプを使用するよう設計した照明器具は、過度の紫外放射をしてはならない。 (第 1 部 4.24.1 の規定による。) 青色光による網膜傷害 固定形の照明器具は、500 lx を与える距離条件にて、リスクグループが RGI を超えてはならない。(第 1 部 4.24.2 の規定による。)	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	20.4	20.4 一般的試験要求事項 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に危険を引き起こさないように、設計及び製造をしなければならない。(第 1 部 箇条 0 の規定による。)	
第十五条第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがない

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-20：2017

規格名：照明器具－第 2-20 部：ライティングチェーンに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第1項 続き						め、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な再始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-20：2017

規格名：照明器具－第 2-20 部：ライティングチェーンに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	20.11 20.11.2	第 1 部の第十六条に該当する規定によるほか、次による。 20.11 外部及び内部配線 20.11.2 ライティングチェーン用ケーブル 導体の公称断面積は、電流を供給するための十分な通電容量をもっていなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	20.7 20.8	20.7 構造 熱可塑性樹脂材料で作った照明器具は、通常の使用状態に取り付けたとき、危険がないように安定器又は変圧器及び電子装置の故障状態で生じる温度上昇に耐えなければならない。（第 1 部 4.15.2 の規定による。） 20.8 沿面距離及び空間距離 耐インパルスカテゴリに応じた空間距離の規定を満足しなければならない。（第 1 部 箇条 11 の規定による。）	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55015 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	20.6	第 1 部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 20.6 表示	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-20：2017

規格名：照明器具－第 2-20 部：ライティングチェーンに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条続き		律第百四号) によるものを除く。) を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。		20.6.2	20.6.2 ライティングチェーンへの表示 ケーブルに表示する場合、耐久性があつて取り外すことのできないスリーブ又はラベルに表示しなければならない。	
第二十条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条	表示等（長期使	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置	<input type="checkbox"/> 該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-20：2017

規格名：照明器具－第 2-20 部：ライティングチェーンに関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条第3号	用製品安全表示制度による表示)	を有するものを除く。)及び電気脱水機(電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	■非該当			
第二十条第4号	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	四 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	□該当 ■非該当	—	—	—